

議案第88号

つくば市立ノバホール条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成24年12月5日

つくば市長 市原 健一

つくば市立ノバホール条例の一部を改正する条例

つくば市立ノバホール条例(昭和62年つくば市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「及び次条」を「, 次条及び第7条」に改め, 同条の次に次の1条を加える。

(利用料金の免除)

第6条の2 指定管理者は, つくば市が会議又は催事に使用するときは, 利用料金を免除することができる。

第14条第2項前段中「第6条第1項」の次に「, 第6条の2」を加え, 同項後段中「及び次条」を「, 次条及び第7条」に, 「第7条」を「第6条の2及び第7条」に改める。

別表第1備考2中「(昭和23年法律第178号)」を削る。

附 則

この条例は, 平成25年4月1日から施行する。

## つくば市立ノバホール条例（昭和62年つくば市条例第33号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第6条 第4条第1項の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、指定管理者（第13条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条、次条及び第7条において同じ。）に、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(利用料金の免除)</u></p> <p><u>第6条の2 指定管理者は、つくば市が会議又は催事に使用するとき、利用料金を免除することができる。</u></p> <p>(指定管理者の指定の取消し等の場合における措置)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の場合においては、第6条第1項、<u>第6条の2</u>及び第7条の規定を準用する。この場合において、第6条第1項中「指定管理者（第13条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条、次条及び第7条において同じ。）」とあるのは「市長」と、「施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が」とあるのは「市長が」と、<u>第6条の2</u>及び<u>第7条</u>中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第1から別表第3までの表中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <p>施設の利用料金（略）</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第6条 第4条第1項の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、指定管理者（第13条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等の場合における措置)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の場合においては、第6条第1項 _____ 及び第7条の規定を準用する。この場合において、第6条第1項中「指定管理者（第13条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び次条 _____ において同じ。）」とあるのは「市長」と、「施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が」とあるのは「市長が」と、<u>第7条</u> _____ 中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第1から別表第3までの表中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <p>施設の利用料金（略）</p>

## 備考

1 「午前」, 「午後」, 「夜間」及び「全日」の使用時間は、次のとおりとする。

- (1) 午前 午前9時から正午まで
- (2) 午後 午後1時から午後5時まで
- (3) 夜間 午後6時から午後10時まで
- (4) 全日 午前9時から午後10時まで

2 「土・日・休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律\_\_\_\_\_第3条に規定する休日を行い、「平日」とは、それ以外の日をいう。

以下(略)

## 備考

1 「午前」, 「午後」, 「夜間」及び「全日」の使用時間は、次のとおりとする。

- (1) 午前 午前9時から正午まで
- (2) 午後 午後1時から午後5時まで
- (3) 夜間 午後6時から午後10時まで
- (4) 全日 午前9時から午後10時まで

2 「土・日・休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を行い、「平日」とは、それ以外の日をいう。

以下(略)